

社会福祉法人 伸こう福祉会 評議員及び役員の報酬に関する規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人伸こう福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関して必要な事項を定める。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、該当各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- （3）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （4）評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- （5）報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- （6）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

（報酬等の額の決定）

第4条 法人の全理事の報酬総額は、年間8,000万円以内（給与は除く。）とする。

2 法人の全監事の報酬総額は、年間500万円以内とする。

3 法人の理事の報酬月額は、別表第1「理事俸給表」に定めるとおりとする。

4 各々の理事の報酬月額は、理事俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。

5 各々の監事の報酬月額は、「理事俸給表」を勘案して、評議員会において決めるものとする。

6 個々の評議員の報酬は、別記1「評議員の報酬」に定める額とする。

（費用弁償）

第5条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は「通勤手当支給規程」に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、「旅費規程」に準じて支給することができる。

（俸給等の支給日）

第6条 常勤役員の報酬等（旅費を除く。）は毎月月末に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。但し、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年6月24日（定時評議員会の議決日）から施行する。

令和7年6月28日規程一部変更

別表1 理事俸給表

常勤理事の報酬額は下記の通りとする。

月 額	2,250,000円 以内
--------	------------------

非常勤理事、監事の報酬額は下記通りとする。

月 額	225,000円 以内
--------	----------------

別記1 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として1人一律30,000円（交通費等含む）